4 2 . 第一条の三 <u>-</u> る確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。 建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定によ 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に 確認申請書の様式 ては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。) イ・ロ (略) 性判定を要する場合にあつては、副本二通)に、それぞれ、 に掲げる図書及び書類を添えたもの ( 正本に添える図書にあつ 五 別記第二号様式による正本一通及び副本一通 (構造計算適合 及び(2)に定める図書及び書類 (2)(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、 (略) 欄に掲げる書類 (建築主事が、当該書類を有していない) 次の表二の各項の 🗓 欄に掲げる建築設備 当該各項の 欄に掲げる図書 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の1人び とその他の理由により、 次の表二の各項のい欄に掲げる建築設備 次の表一の各項のい欄に掲げる建築設備 (略) (略) 改 (11) 正 提出を求める場合に限る。 义 [書の書類 案 明示すべき事項 (3)それぞれ当該(1) 当該各項 の 次 こ(3) (3)4 第一条の三 2 . <u>-</u> 分 五 る確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。 建築設備に係る部分が含まれる場合においては、 確 イ・ロ ては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。) に掲げる図書及び書類を添えたもの (正本に添える図書にあつ 性判定を要する場合にあつては、副本二通)に、それぞれ、 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画 別記第二号様式による正本一通及び副本一通 (構造計算適合 |認申請書の様式) (2)及び(2)に定める図書及び書類 (2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1) とその他の理由により、是出を文う~!機に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないこ機に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないこ (略) 欄に掲げる図書 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の1人び 次の表一の各項のい欄に掲げる建築設備 (略) (略) (略) 現 (11) 図書の 書類 行 明示すべき事項 (3)同項の規定によ 当該各項 の 次 (3)

建

築基準法施行規則

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一

部を改正する省令案新旧対象条文

( 傍線部分は改正部分)

(昭和二十五年建設省令第四十号)

(抄)

																			(+)	(九)	( <del>_</del> )
															築設備	される建	定が適用	六条の規	法 第 三 十		
一項第二号	令第百二十				ター	るエレベー	が適用され	までの規定	九条の十一	ら第百二十	九条の四か	に第百二十	第一号並び	及び第二項	一項第一号	九条の三第	令第百二十				
ー の 仕 様 書	エスカレータ	)					の構造詳細図	エレベーター						の仕様書	エレベーター				(略)		(略)
エスカレーター	(略)	. 略)	(略)	の位置及び構造	上更な友寺部分 エレベーターの		かごの構造	エレベーターの		保守点検の内容		かごの定格速度	エレベーターの		(略)		(略)				

																	(+)	(九)	( <del>_</del> )
													築設備	される建	定が適用	六条の規	法第三十		
九条の三第一号	令第三十			ター	るエレベー	が適用され	九条の十一	ら第百二十	九条の四か	に第百二十	第一号並び	及び第二項	一項第一号	九条の三第	令第百二十				
様 し 書 「	エスカレータ	)			6 村 資言 糸 図	工レベーター						の仕様書	エレベー ター				(略)		(略)
エスカレーター	(格)	(略)	(略)		力 こ く 村 注	エレベーターの				かごの定格速度	エレベーターの		(略)		(略)				

		_											
(主)(一)			(大) (士)										
	(11)							スカレータ	用されるエ	の規定が適力条の十二	に第百二十	第二号並び	及び第二項
(略)			(略)	(略)			<u> </u>	図 一の構造詳細	エスカレータ				
	(3)				(略)	造の位置及び構の主要な支持部	の踏段の構造	ロスコントラー	(略)	保守点検の内容		度	の踏段の定格速
(走)(一)			(大) (士)										
	(11)							スカレータ	用されるエ	の規定が適力条の十二	に第百二十	第二号並び	及び第二項
(略)			(略)	(略)			<u> </u>	図 一の構造詳細	エスカレータ				
	(3)				略)		の踏段の構造	ロスコノーター	(略)			度	の踏段の定格速

(-)	(11)	5 第一項又は前項の規定に の計画に係る確認の申請表 の計画に係る確認の申請表 一 法第六条の三第一項第二 一 法第六条の三第一項第二(略) こ (略) 三 法第六十八条の三第一項第二(略) 一 (略) 一 (本) 一	(九)	(大)
_	(3)	を ` 及 は 物 を の   を に 添 を 第 の の の 明 同 び `   除 二   要 応 え 受 一 と 申 規		置を有するエレベーターを受けたものとする構造の安全装の第百二十九条の十第四項の認定
	(は)	(に横に掲げる図書については、それぞれ当のにあつては、それぞれ当のに掲げる図書については、次の表ーのにあつては、次の表ーのにあつては、次の表ーのにあつては、次の表ーのにあつては、それぞれ当は、横に掲げる図書にある認証型式がある。。	(略)	「頃の安全装」
-	( lc )	表のに欄に掲げる図書については同表のほの は欄に掲げる図書については同表のに別では、それぞれ当該各号に定め で、は、以下「認定型式」という。)の で、以下「認定型式」という。)の で、以下「認定型式」という。)の で、以下単に「認証型式部材等」という。 がの表一のは欄に掲げる建築物 法第六十八条の は欄に掲げる図書についてはこれらを添え がの表一のは欄に掲げる建築物 法第六十八条の は欄に掲げる図書についてはに掲げる建築物 で、以下単に「認証型式部材等」という。 を、以下単に「認証型式部材等」という。 があることを要しない。		第四項に係る認定書
	(ほ)			認定書
		との 5 一		
(-)		にこ、もを第法へを建定第法に	(幸)  (太)	
(-)	(11)	5 第一項又は前項 一 法第六条の三 一 法第六条の回 一 法第六条の回 一 法第六条の回 一 法第六条の回 三 法第六十八条 三 法第六十八条の 三 法第六十八条の 三 法第六十八条の 三 は前項 の記定書の写しを 一 で	(辛)  (夫)	
	(11)	欄に掲げる事項を明示するに、場合では、次の表で、同表のにあつては、次の表で、同表のにある。とを要しない。のを有する建築物の区分に応じ、同表のによるものとする。 (略) たものにあつては、次の表ーが、同表のでは、次の表で、のでは、でのでは、次の表で、のでは、でのでは、次の表で、のでは、でのでは、次の表で、のでは、でのでは、次の表で、のでは、次の表で、のでは、次の表では、でのでは、次の表で、のでは、次の表では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(年)  (太)	
		に掲げる事項を明示することを要しないによるものとする。	(年) (六) (略)	
	(3)	項ず欄て築号条と分を定三との項	·	

(九)	(八)	(七)
(略)	(略)	
法 の ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	書 欄 及 、 の 書 しにの 、に の 第 に び (大) 表 並 た は 足 口 項 項 げ 項 が (大) 項 に の 検 検 「項 の に の 検 検」の の (主) (玄) 前 計 証 証 と タ げ の る の (七) (玄) 項 項 を 法 タ げ の 思 図 (ろ) 項 項 の 表 図 (ろ) 項 の ま 四	
(略)	(略)	
略)	(略)	
(略)	(略)	
(九)	(八)	(七)
(略)	(略)	
法 の の ( ) 前 が 項 の ( ) 前 げ る て ( ) 項 の り 項 の り り 項 の の り る し る り る り る り る り る の る の り る の る の る の る	げ 項   、の 書 しに I るの、に の 第 る の (大) 表 並 た 強 エ(十)前 掲 (土) の 図 (ろ) 項 二 び際り度レ項項げ項項 電 欄 及   の にの検検べにのるののにび (去) 前計証証証月掲表図(ろ)表掲(七) 項 項算を法タげー書 欄 四	
略	(略)	
(略)	(略)	
( 略	(略)	

2 第二条の二 (略) 6 9 によるものとする。 係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところ (建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式) えたものにあつては、次の表のい欄に掲げる建築設備の区分に 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築設備の計画に 要しない。 応じ、同表の3欄に掲げる図書についてはこれを添えることを (+)認定型式に適合する建築設備 (略) (略) 略) の<u>†</u>!項のろ欄 図(ろ) 書 に掲げる 項の表二の六) る図書 第 項及び三十項の 算書並びに前 のろ欄に掲げ 及び前項の表 をした際の 項の表四 <u>\_</u> 略 認定型式の認定書の写しを添 略 略 2 6 { 第二条の二 (略) によるものとする。 係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところ (建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式) 9 要しない。 応じ、同表の3欄に掲げる図書についてはこれを添えることを えたものにあつては、次の表の川欄に掲げる建築設備の区分に 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築設備の計画に (+)認定型式に適合する建築設備 略) (略) 略) 図(ろ) 書 に掲げる 項の表二の六() 第一 書 欄に掲げる図 二の二十項のろ) 及び前項の表 項及び大項の 算書並びに前 の (三項の ろ欄) をした際の 項の表四 計 略) 認定型式の認定書の写しを添 略) 略)

ついては同表のほ欄に掲げる事項を明示することを要しない。てはこれらを添えることを要せず、同表のに欄に掲げる図書に築設備の区分に応じ、同表の3欄及びは欄に掲げる図書につい証書の写しを添えたものにあつては、次の表の⑴欄に掲げる建証書の写しを添えたものにあつては、次の表の⑴欄に掲げる建一 認証型式部材等を有する建築設備 認証型式部材等に係る認

(六)	(五)	(四) (一)	
(略)	(略)		(11)
第一条の三第	書口にげ項 、		(3)
(略)	(略)	(略)	(は)
(略)	(略)		(lt)
(略)	(略)		(∄)

ついては同表のほ欄に掲げる事項を明示することを要しない。
てはこれらを添えることを要せず、同表のに欄に掲げる図書に
築設備の区分に応じ、同表の3欄及びは欄に掲げる図書につい
証書の写しを添えたものにあつては、次の表の⑴欄に掲げる建
二 認証型式部材等を有する建築設備 認証型式部材等に係る認

(六)	(五)	(四) (一)		
(略)	(略)		(11)	
第一条の三第	掲 書 欄 及 の 、 た 強 エ(九)四 第		(3)	
(略)	(略)	(略)	(は)	
(略)	(略)		(E)	
(略)	(略)		(∄)	

3 第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規 定による確認の申請書は、 (工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式) 6 (七) 略 略) 掲げる図書並 (計項の5) る書類(4) 時間(4) は関げ る書類(4) は関げ エスカレータ 四項の表一の げる書類 一号ロ4)に掲 掲りで 欄に掲げる図(ろ) 第一 二の: 1.項及び 四項の表 した際の計算 により検証を 強度検証法 条の三第 同項の表 <u>ー</u>の 次の各号に掲げる図書及び書類とする 略 略) 略 第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規 3 定による確認の申請書は、 (工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式) 6 (七) 略 略) 書 口 4) (4) に掲げる る 掲げる図書及 (計項のの)欄に る書類(4)間項第一 掲げる図書並 エスカレータ 別項の表一の 四項の表二の 第一 ||一の大項及び により検証を た際の計算 強度検証法 条の三第 同項の表 次の各号に掲げる図書及び書類とする 略) 略) 略)

(四) (一) (五) 用エレベーター及びエの規定が適用される乗 において「乗用エレベ 令第百四十三条第二項 スカレーター (この項 (11) 义 書の書類 略) 略 明 (3)示すべ き事 項 (四) (一) (五) において「乗用エレベ スカレーター (この項 用エレベーター及びエ の規定が適用される乗 令第百四十三条第二項 (II)义 書の 略) 書 類 略 (3)

び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもにあつては、別記第八号様式(昇降機用))による正本一通及 あつては、別記第八号樣式(昇降機用))による正本一通及別記第十号樣式 ( 令第百三十八条第二項第一号に掲げるもの 当該図書の設計者の記名及 の(正本に添える図書にあつては、 別記第十号様式(令第百三十八条第二項第一号に掲げるもの

(略)

び押印があるものに限る。)

(略)

(1)

次の表二の各項の以欄に掲げる工作物

当該各項の(3)欄

合にあつては、それぞれ当該⑴及び⑵に定める図書及び書類

申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場

(2)

次の表三の各項の⑴欄に掲げる工作物

に掲げる書類

の(正本に添える図書にあつては、

合にあつては、それぞれ当該⑴及び⑵に定める図書及び書類 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場 次の表二の各項のい欄に掲げる工作物 当該各項の (3)欄

二・三 (略)

(略)

(略)

その他の理由により、

に掲げる書類 (建築主事が、当該書類を有していないこと

提出を求める場合に限る。)

び押印があるものに限る。) び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもにあつては、別記第八号様式(昇降機用))による正本一通及 .あつては、別記第八号様式 ( 昇降機用 ) ) による正本一通及 当該図書の設計者の記名及

当該各項のる欄

										ー ター 等」
二 一 京 の 現 の の の の の の の の の の の に つ の の の の に の の の に の の に る に の に る に る に る に る に る に る に る に る 。 に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。			 タ 	れるエレベ	・まって	トララス	十九条 万四二 第一号並び	及び第二項の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	九条の三第 一 令第百二十	という。)
エスカレータ				の構造詳細図	エレベー ター			の仕様書 ター		
(略) (略) (略)	(略)	(略)	の位置及び構造工レベーターの	かごの構造	エレベーターの	保守点検の内容	かごの定格速度	(略)	(略)	

										ーター等」
二十 の 規 の り り り り り り り り り り り り り り り り り			ー ター れるエレベ	が 適 用 の	二十九条の	十九条の四	第一号並び	- りょう できょう ひょう はい こう はい いんしょう はい いんしょく はい はい いんしょく はい	令第百二十	という。)
ーの仕様書				の構造詳細図			( 作 表	カ士羨書 エレベーター		
度の踏段の定格速(略)	(略)	(略)		かごの構造		かごの定格速度	エレベーターの	(略)	(略)	

Ξ (六) ためのもの ターで観光の 乗用エレベー |エスカレー | - の構造詳細適用される | エスカレータ 制動装置の構造を 令第百四十三条第 定を受けたものと 条の十第二項の認 する令第百二十九 安全装置の構造を するもの 令第百四十三条第 |項において準用 (II) 义 略) 略) 第一 項において準用する 令第百四十三条第二 認定書の写し 令第百二十九条の十 項において準用する 令第百四十三条第二 (略) 造 分の位置及び構 の主要な支持部 エスカレー エスカレー ター |項の認定に係る の踏段の構造 (3) 略 ター Ξ (六) (-)ターで観光の ためのもの 乗用エレベー エスカレー | - の構造詳細適用される | エスカレータ するもの する令第百二十九 制動装置の構造を 定を受けたものと 条の十第二項の認 令第百四十三条第 |項において準用 (11) 义 略) 略) 令第百二十九条の十 項において準用する 令第百四十三条第二 認定書の写し 第二項の認定に係る 略) の踏段の構造 エスカレー ター (3) 略)

		三十万円	を を を を を を を を を を を を を を	
		七 十 万 円	で第百二十令第百二十令第百二十令第百二十に係る評価確かめる場合	
四十万円	令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価	四十万円	一十九条の十第二項の認定に係る評価	
	(略)		(略)	
(3)	(11)	(3)	(11)	
	別表第二(第十一条の二の三関係)		別表第二(第十一条の二の三関係)	
	, 8 (略)	2 } 8	2~8 (略)	
	(		(生)(二)(略)	
		認定書の写し第四項の認定に係る	するもの   二項において準用   令第百二十九   第四項の認定   三項において準用   で第百二十九   第四項の認定   三項において準用   で第百二十九   第四項の認定   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	

(略) (略)			
	I I		
		Г	
			略
(略)			$\overline{)}$
(略)			
(略)		L.	
(略)			
(略)		_	
(略)			
略)			
			(略
			(略)